

INTERVIEW：インタビュー



東京弁護士会 前年度会長

安井 規雄 会員

毎年恒例の前年度会長のインタビューです。当会の監事，財務委員会委員長，財務担当副会長等を歴任された財務問題のエキスパートである安井規雄前年度会長に，財務問題を中心に会長としての1年間を振り返っていただきました。いつも和やかで笑顔を絶やさない前向きな姿勢や，事務局職員に対する優しい心遣いなど，インタビューを通してあらためて安井会員のお人柄に強く惹かれました。

聞き手・構成：小峯 健介

——1年間の会長職，お疲れさまでした。「すべての市民の人権が等しく保障される社会に」と，3つの「守る」（「人権を守る」，「平和を守る」，「弁護士自治を守る」）をスローガンに掲げられておりましたが，いかがでしたでしょうか。

私の執行部は，6名の副会長，チェックする立場の監事2名で1年間やってまいりました。2018年度は2名の女性の副会長がおり，「チーム安井」としてみんな頑張っていたいただきました。本当に一生懸命やった執行部だったと感謝しておりますし，職員の皆さん方においてもご協力いただきましたことにあらためて感謝申し上げます。

——特に力を入れてこられたのはどの点でしょうか。

柱が3つ，1つ目はいわゆる「弁護士の活動領域の拡大」，2つ目は「若手会員へのサポート」，3つ目は「3つの守る」。「人権を守る」，「平和を守る」，そして「弁護士自治を守る」，この3つを中心に力を入れてきました（詳細は，LIBRA2019年1月号2頁～3頁*1，2019年3月号14頁～23頁*2参照）。

——いよいよ「貸与制世代」への貸与金の返還が始まりましたが，貸与制世代へのサポートとしてはどのようなことをされたのでしょうか。

2017年度から議論をしてきており，我々もそれを引き継ぎながら，さらに発展させてきました。

1つ目は，いくらかでもいいから給付をしようという案もありました。しかしながら，財政的な問題から，それは無理なのではないかということになり，最終的に我々の執行部で決めたのは貸付制度です。日弁連でも貸付制度はありますが，当会では要件を比較的緩やかにして，貸与制世代の会員が利用しやすい制度にしました。

2つ目は，研修の受講料が当会では有料となっているので，若手の会員にはそれを無償化できないだろうか検討しました。

3つ目は，OJTをより充実したものとするために，既に行っている「まちかど法律相談」や「駆けつけ相談」などの中に，若手会員を参加させることにしました。

4つ目は，65期以降の若手会員の会費を2000円減額することを新執行部に引き継ぎました。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_01/p02-03.pdf

* 2 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_03/p14-23.pdf

—— 同性パートナーを持つ職員にも福利厚生が適用されるように事務局職員の就業規則を変更されたということですが、どのような背景があったのでしょうか。

今、性の問題がいろいろ取りざたされていて、LGBTなどいろいろなケースがあると思います。こういう問題については、おそらく昔からもあったと思いますが、今やそれが普通になってきています。そこで、そういうことを念頭に置きながら、まず職員の皆さん方に対して、こういう制度をつくらうということで作りました。

—— 障害者雇用についてはいかがでしょうか。

法律で障害者を何%か雇用しなければならないということになっています。当会にて調査をしてもらったところ若干少なかったのです。障害は、背が高い人、低い人がいるのと同じように、1つの特徴でしかないのではないのでしょうか。そういう特徴でもって区別をしたり、差別をしたりすることは、正しいことではなく、平等に対応すべきだと思います。法律でそう定めてあるからということではなくて、もっと積極的に、そういう方々も我々の職場の仲間に入ってもらい、仕事をしてもらおうということは大事なことだと思います。

—— 会長就任以前から会派の被災地訪問企画に積極的に参加されるなど、震災復興への思い入れは強いのでしょうか。

当会は、8年前震災によって保護者を失い経済的に困難な事態に陥った高校生140人に対し、愛知県弁護士会と福岡県弁護士会の協力を得て、一人あたり毎月1万5000円を給付する制度を設け、これを実施しました。8年前ですから、当時の高校生はもう成人となっており、そういう人たちを集めてシンポジウムをやったらどうかということで企画をしました。福島県立磐城高校合唱部の皆さんによる合唱もあり、盛会のうちに終わりました。

—— 当会の監事、財務委員会委員長、財務担当副会長をご経験され、財務事情に精通されていると思います。当会の財務状況について教えてください。

歴代の会長も財務の問題について触れていて、これについては避けて通れないですが、我々のところではもっと避けて通れない事情がありました。それは、会費の値下げの問題などです。

若手会員の会費を2000円減額する案の検討においていろいろなシミュレーションをしました。会費を減額するということは、今まで予定していた会費が入らないということになるわけです。そうするとそれをどこかで補わなければならないということになると、剰余金を食いつぶすということになるのではないかと、シミュレーションを何回もやりました。

そこで、財政改革実現ワーキンググループを設置して、財務の議論を深めていき、貸与制世代の皆さん方をはじめ若手会員の会費を2000円減額するということを新年度の執行部に引き継ぎました。

財務の問題については、一般会計、特別会計、法律相談の問題、公設事務所の問題、いろいろあると思いますが、聖域を設けずに議論していただき、当会財務の改革を実現してもらいたいと思っています。

—— 弁護士会の活動には無駄が多いと感じますが、いかがでしょうか。

そういう指摘はあると思います。我々弁護士の使命からしますと、自分の事務所を経営できればいい、ということだけではないと思います。すなわち弁護士には、国民の基本的な人権を守り、社会正義を実現するという使命があります。それがほかの団体との大きな違いでもあるのではないかと思います。

誇りを持って、我々はこの使命をもっと自覚する必要があると思います。

—— 現在、弁護士を取り巻く経済環境が厳しくなってい

* 3：2019年3月30日開催「子どもたちとの絆。そのとき、子どもたちに必要な支援。—東日本大震災から8年、改めて子どもの支援を考える。—」

る中で、いろいろな活動（たとえば、憲法改正反対運動など）に会費を使ってもよいのかと疑問を感じる会員も少なくないのではないかと思います。

たしかに、そういう指摘はあります。もっと我々の業務拡大のためにお金を使ってもらいたいという話に行きがちかもしれません。考えはいろいろあると思いますが、憲法改正が恒久平和主義や立憲主義に反する方向に向かった場合、国民の平和な生活はどうなるのか。国民の基本的な人権を擁護し、社会正義を実現するとの弁護士の使命からして、国民に問題点を指摘していくという公的活動は大事だと思います。

—— 職員の業務の効率化、残業の抑制に努められたというお話ですけど、どのような内容でしょうか。

1つは職員研修を実施しました。生産性の向上ということから、「TPP」（東京弁護士会プロダクティビティープロジェクト）という名前を付けてやりました。職員の皆さんを集めて、小さなグループをつくりまして、効率化をするためにはこうやったらいいのではないかとということを討論して各グループの代表から発言してもらった。このようなことをやることで職員の皆さんの意識改革をやりました。

もう1つは、職員の残業が多い点についてです。水曜日が「ノー残業デー」とされています。けれども、徹底化されていなかったもので、せめて1週間に一度は定時に仕事を終えて、みんな家庭に帰って、体を休めて、家庭サービスをしよう、そういう日をつくろうではないかということで、「ノー残業デーの徹底化」に努めました。残業をするかしないかということよりは、職員の皆さん方に職務の効率化についての意識を持ってもらうことが大事なということで、実行しました。

さらに、いろいろな不満とか言いたいことがあると思うのです。非常にクラシックかもしれませんが、それでも、「めやす箱」と「めやすい箱」を設置しました。職員の皆さん方には「めやすい箱」、会員の皆さん方には「めやす箱」に意見を入れてもらうようにしました。

—— 毎朝、事務局職員の方に挨拶をして回られていたというお話をお伺いしました。

副会長のときもそうだったのですけれども、今も思うのですが、いかに役員に優秀な会員が就任しても、職員の皆さんの協力なくして当会の会務の執行はスムーズに進まないと思います。やはり職員の皆さん方が熱意を持って、一生懸命職務に従事してもらうことが大事と思うんですね。

コミュニケーションが大事だと思い、毎朝8時40分か45分ぐらいに会館に来て、9時のチャイムが鳴るとともに、会員課から始まって、「おはようございます、今日もよろしくお祈りします」と館内をずっと回って歩くんです。6階を回り、7階に階段で上がって、今度はそこから階段で下りて、4階に行って、朝の挨拶回りをしました。

—— 毎月1回の事務局職員のミーティングでは、「今月の一言」を述べられていたというお話をお伺いしました。

職員の方とのミーティングが月に1回あります。我々はみんな仲間なんだよ、派遣やアルバイトやパートや嘱託を含めて、当会で働く皆さんに対し、「今月はこういうテーマ、目標で頑張りましょう」と話をして、何とか年12回クリアできました。

—— 新聞報道等によりますと、法曹養成制度が大きく変わろうとしているようですが、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」なるものが破綻していることは明らかではないでしょうか。

たしかにそういう指摘もあるかもしれませんが、いろいろな社会経験を経た人に法曹界に入ってもらおうというのは、間違っていないと思います。法曹志望者が激減しており、直さなければいけないところもあると思います。常にチェックしながらより良い制度にしていく必要があると思います。

—— 弁護士の会務活動に無関心という会員も少なくないと思います。特に近時は、弁護士を取り巻く経済環境

が厳しくなっておりますので、会務活動にエネルギーを割く余裕のない会員も少なくないと思います。今後ますます会務活動離れが進んで、いずれ弁護士自治が成り立たなくなる日が訪れるのではないかと考えます。

そういう指摘はずっと昔からありますね。ただ、私が思うには、一日24時間あるわけですね。24時間でも使えるのは12時間ぐらいかもしれません。それを100%としますと、7割もしくは8割ぐらいは自分の仕事やプライベートな時間にあてて、残りの2割、3割ぐらいを弁護士会の活動にシェアしてもよいのではないかと思います。

弁護士は、国民の基本的な人権を守り、社会正義を実現するんだという崇高なミッション（使命）を負っており、このことから、弁護士自治を与えられているわけですね。そういうことから考えると、会務活動に時間を費やすことは大事なことだと思います。

—— 弁護士人口が増えて、たとえば、法テラスなど報酬単価の低い事件の割合が相対的に増え、会務活動にエネルギーを割く余裕もないという会員も少なくないのではないかと思います。そう考えたときに、理念だけではうまくいかないようにも思うのですが。

そうですね。たしかにそういう問題があって、歴代の役員が一番悩むところだと思うのですが、やはり会務活動の重要性について地道に理解を求めていく以外にはないのではないのでしょうか。そこを諦めてしまったら、弁護士自治が瓦解というか、ぐらぐらと揺らいでいってしまうと思います。若手対応としては、当会にクラス別研修があります。このような研修を通じて理解を求めていくことも必要かと思っています。

—— 副会長時代のLIBRA2005年11月号*4に、「夢ある弁護士会に」という記事を書かれておりますが、現実はいかがでしょう。

夢を持てるような弁護士会でなければいけないと思

いますね。自分たちの仕事をしっかりすればそれは社会のためになっているんだということを、法曹を志望する人に理解してもらえるように、我々は日々努力していく必要があるのではないのでしょうか。

—— 会長の要職を終えられて、今後の抱負をお聴かせください。

一会員に戻りましたので、若手の会員の皆さん方に個人でサポートできることがあれば、たとえば、何かの講座など、ごちんまりしたものでいいと思うので、できればやってみたいと思います。

—— 若手会員に向けてメッセージをお願いいたします。

夢というのは自分でつくっていくものだと思います。与えられるものではないと思います。夢があるからこそ進歩があるのではないかと、成長があるのではないかとと思うので、ぜひ、夢、目標といってもいいかもしれませんけれども、夢を持って頑張ってもらいたいと思います。

—— 中堅会員やベテラン会員に向けてもメッセージをお願いいたします。

組織というのは、若手、中堅、先輩、大先輩がうまくコラボレートして、調和が取れていることが大事だと思います。若手の弁護士は先輩からいろいろ教わって、先輩の弁護士、中堅の弁護士は、若手弁護士からエネルギーをもらうということで、うまくコラボレーションが取れたらいいと思います。

—— 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

プロフィール やすい・のりお

1982年修習終了(34期)。東京弁護士会監事(1994年)、東京弁護士会副会長(2005年)、財務委員会委員長、合同図書館委員長、運動会実行本部本部長代行、司法修習費用給費制維持緊急対策本部副本部長、日本弁護士国民年金基金常務理事、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長(2018年)等を歴任。

* 4 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2005_11/libra0511_p17.pdf